住民税の減額申告書を 6月下旬に送付します
減額申告は 7月1日から受け付けます

7月1日から住民税に対する経過措置の申告を受け付けます。この経過措置は、19年に所得税が大きく減少した方の住民税を減額するものです（今回限りの経過措置です。19年分の所得税が非課税の場合でも、この経過措置に該当しないことがあります）。

【対象】 19年度住民税の課税総所得金額（申告分離課税分を除く）が、所得税との人的控除の差額の合計額より多く、かつ20年度住民税の課税総所得金額（申告分離課税分を含む）が所得税との人的控除の差額の合計額と同じか少ない方

【計算方法】 19年度の合計課税所得金額について税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。すでに納付済みの場合は還付します

【申告期間】 対象となる方は7月1日（火）～31日（木）に、19年1月1日に在住の市町村へ直接または郵送で申告してください

※6月10日時点で経過措置に該当する方には、申告書を6月下旬に送付する予定です。19年1月1日に他市に在住で、20年1月1日に当市へ在住の方は、19年1月1日に在住の市町村へ問い合わせてください。

【計算例】 左図参照

詳しくは課税課市民税係へ。（内線2333～2337）

■独身者の場合

18年住民税の課税所得金額	60,000円
19年住民税の課税所得金額	0円
人的控除差	50,000円（基礎控除）
18年度	60,000円＞50,000円
19年度	0円≦50,000円

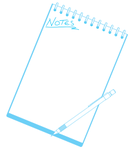

■19年度税額（税源移譲前後）住民税の比較をすると

移譲前住民税　課税所得金額　60,000円×５％（①）＝3,000円
移譲後住民税　課税所得金額　60,000円×10％（②）－2,500円（③）＝3,500円
3,500円－3,000円＝500円還付

①移譲前課税所得金額が1,000円～1,999,000円の方は税率が5%
②移譲後は一律税率が10%
③（所得税基礎控除38万円－住民税基礎控除33万円＝5万円）×5%（調整控除）

税源移譲による負担増加分500円が控除できないので、納税が済んでいる方は、申告により還付されます。

幼稚園等就園奨励費補助事業 保育料等を減免または補助します

市では、公立・私立幼稚園または幼稚園類似施設に通園している、市内在住の園児の保護者に対し、世帯の所得に応じて保育料等を減免または補助する幼稚園等就園奨励費補助事業を行っています。

事業内容等は、各幼稚園を通じて配布する「幼稚園等就園奨励費補助事業について」をご覧ください。

【申請受付期間】 6月24日（火）～27日（金）の午前9時～11時半と午後1時半～4時半

【会場】 市役所7階701会議室

※対象区分と園児一人当たりの減免・補助額は左表の通りです。

詳しくは子育て支援課子育て支援係☎470・7735へ。

公立幼稚園減免額（年額）　単位：円

区分（20年度の市民税課税額）	小学校1年～3年生の兄・姉のいない世帯 第1子	第2子	第3子以降	小学校1年～3年生の兄・姉がいる世帯 第1子	第2子（※）	第3子以降（※）
生活保護世帯	20,000	38,000	66,000	－	26,000	32,000
市民税非課税世帯						
市民税所得割非課税世帯						

私立幼稚園等補助額（年額）　単位：円

区分（20年度の市民税課税額）	小学校1年～3年生の兄・姉のいない世帯 第1子	第2子	第3子以降	小学校1年～3年生の兄・姉がいる世帯 第1子	第2子（※）	第3子以降（※）	幼稚園類似施設補助額（市単独補助）
生活保護世帯 市民税非課税世帯	146,200	190,000	260,000	－	162,000	176,000	45,100
市民税所得割非課税世帯	110,800	165,000	253,000	－	129,000	147,000	34,300
市民税所得割課税額34,500円以下の世帯	84,200	146,000	248,000	－	106,000	126,000	26,300
市民税所得割課税額183,000円以下の世帯	59,200	129,000	243,000	－	83,000	106,000	18,500

※各対象の、第２子とは小学校１年～３年生を第１子として就園している場合の最年長を、第３子とは小学校１年～３年生を２人以上有している園児および同一世帯から２人以上就園している場合の次年長の園児をいいます。

団塊の世代の地域デビューを応援します
企画委員会から「団塊くるねっと」誕生へ

「団塊の世代」とよばれる方の多くが退職の時期を迎え、さまざまな地域での活躍が期待されています。

市では団塊の世代をはじめとする、より多くの方の地域参加を応援する取り組みを行ってきました。

企画委員による取り組み

市では18年9月に「団塊の世代と地域社会」企画委員を公募し、関係する団体と共に検討を行ってきました。最初の取り組みとして、19年3月に「団塊の世代この指とまれ」を開催しました。

この取り組みは団塊の世代を中心とする、これから地域活動の参加を考えている市民に呼びかけ、市内で活動中の団体の方から地域活動への参加のきっかけや楽しさをお話しいただき、地域参加の糸口をつかんでもらう試みでした。

3月15日に開催した団塊サロンの様子

7月の市民プラザ夏まつりでは「団塊コーナー」を出展し、企画委員自らが市民活動情報の提供を行い、参加者と交流しました。

地域参加をみんなで後押し～団塊くるねっとの誕生～

企画委員のさまざまな取り組みを通じて、地域活動に関心があっても気後れや迷いを感じている市民が多いことが分かりました。そこで企画委員を母体とした「東久留米の団塊世代ネットワーク（団塊くるねっと）」を結成しました。「団塊くるねっと」は、情報提供等を通じて、団塊世代を中心とした市民の地域デビューの入り口を作り、地域参加の後押しをすることを目標として活動を開始しました。

団塊くるねっとの今後の取り組み

「団塊くるねっと」では、毎月継続して「団塊サロン」を開催することで、サークルの情報提供や地域を知る試み、市民活動の体験講座など、無理のない活動から地域参加のきっかけをつくっていただければと考えています。ぜひ気軽にご参加ください。11月には団塊シンポジウムの開催も予定しています。

団塊くるねっとの詳しい活動情報は『東久留米のふれあい情報サイト「くるくる」』に掲載しています。

詳しくは生活文化課市民協働係☎470・7738へ。

◆「くるくる」ホームページアドレス
http://kuru2.genki365.net

7月1日から使用開始
市営東第9一時利用自転車等駐車場

7月1日午前6時に市営東第9一時利用自転車等駐車場が使用開始となります。

東第9一時駐車場は、機械化式で運用するため、現金のみの取り扱いとなりますのでご注意ください（回数券の利用は、西第9一時駐車場のみとなります）。利用料金の支払いは、駐車場を出るときに清算してください。利用時間は24時間制、利用料金は自転車が100円、原付が200円となります。駐車台数は、自転車が340台、原付が26台です。

詳しくは施設管理課自転車対策担当☎470・7764へ。

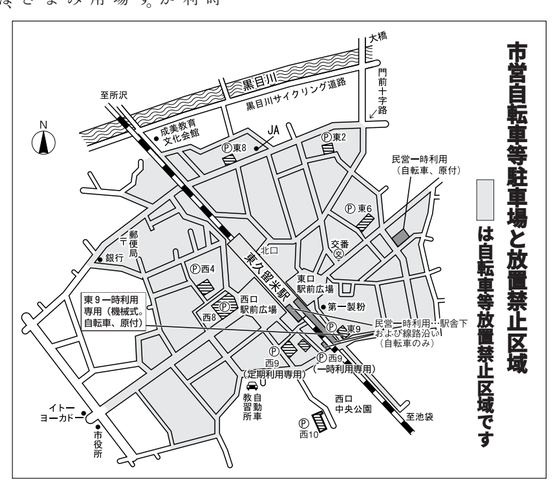

事務処理の迅速化・効率化を目指して 戸籍のシステム化を行います

20年度～21年度にかけて戸籍の電算化を行います。戸籍システムを活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図り、住民サービスを向上させるとともに、将来的には戸籍届出等のオンライン手続きや本籍地以外で戸籍証明書を取得可能とする基礎となる事業です。

◎今後の予定

7月＝電算化作業開始▼21年7月＝1次稼働（電算システム運用開始）現在の戸籍証明発行開始）▼22年1月＝2次稼動（除籍改製原戸籍発行開始）

戸籍法と住民基本台帳法の一部改正

5月1日から戸籍法と住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されました。

改正により、これまで戸籍証明書と住民票の写し等について、「何人でも請求できる」とされていた条文が削除されるなど、個人情報保護に十分配慮した制度として再構築されました。

ただし、市ではこれまでも独自に本人確認要綱を設置して、証明書の請求や各種の届出時に本人確認の書類を提示していただいています。このため、窓口での取り扱いには大きな変更はありませんが、より丁寧な確認をするため、窓口での聴き取り等を加えることがあります。制度改正の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

詳しくは市民課☎470・7722へ。

梅雨の季節です 危険な「がけ」や「ふち壁」に安全対策を！

梅雨の時期は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやふち壁などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、危ない「がけ」や不完全なふち壁でおおわれているところにある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方の生命、財産にまで危険を及ぼすこともあります。このようなことのないよう、日ごろから家の周囲の安全を確かめ、危ない石積みや土留（どじめ）等は補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心掛けましょう。すでに、関係機関から改善等の措置をとるよう勧告を受けている方は、補強改良などの工事を行ってください。

なお、法律（宅地造成等規制法）で定められた区域内において、一定の高さ以上の切土・盛土をしたり、ふう壁などを築造するときは、事前の許可が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは都多摩建築指導事務所開発指導第二課☎042・364・2386へ。

使い勝手の良い公民館を目指して 公民館利用者懇談会を開催します

春先の化粧直してできれいになった公民館は、多くの方に利用されています。時々、「公民館ってどこにあるの」「入ったことがない」「誰が使えるの」「料金は無料ですか」などの声を聞きます。

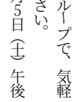

利用者懇談会は、利用している方、これから利用したいという方など、皆さんの声で使い勝手の良い公民館づくりとするための話し合いの場です。個人やグループで、気軽にご参加ください。

【日時】 7月5日（土）午後2時から

【会場】 中央公民館ホール

※当日直接会場へ。

詳しくは公民館☎473・7811へ。

落合川と南沢湧（ゆう）水群が環境省選定の「平成の名水百選」に

わたしたちのまちが誇る落合川と南沢湧（ゆう）水群が、環境省選定の「平成の名水百選」に認定されました。詳細は7月1日号でお知らせします。

詳しくは環境政策課☎470・7753へ。

郷土資料室だより No.2

郷土資料室（わくわく健康プラザ内）は、昨年の8月から展示の公開を行い、これまでに約2000人の市民の皆さんに利用していただきました。

今回はいくつかの話題をご紹介します。

躍動あふれる版画作品は必見です

歴史展示室

「歴史展示室」は東久留米市で行われた遺跡の発掘調査によって出土した3万年前から5千年前までの石器や土器を展示した「東久留米の原始の部屋」ですが、その一角にある小学生が制作した縄文時代を描いた版画が話題をよんでいます。昭和54年の市立第七小学校177人の卒業制作版画の一部で、もともとは遺跡の発掘調査を見学した子どもたちが、縄文人の生活をストーリーにして88枚の版画にまとめたものです。5千年前の縄文人が生き生きと活動的に描かれ、大変素晴らしい作品として評判になり、発掘調査の責任者で現明治大学名誉教授の戸沢充則氏の編集によって「縄文人は生きている」という題名の本として出版されたほどでした。

展示コーナー

展示コーナーでは、人気の高い写真展「東久留米の昔むかし」の一部作品を入れ替えました。東久留米で生まれ育った方は、昔の久留米の姿を懐かしみ、新しく東久留米市に来られた方は大きな変化に驚いています。

新刊書のお知らせ

①「くるめの文化財第23号」明治期代地引絵図と取調野帳（のちょう）＝明治初期の土地測量の時に作られた「自帳」を特集しました。新発見の文化財の紹介です。郷土資料室で配布しています。無料。

②「埋蔵文化財調査報告第34集、新山（しんやま）遺跡Ⅶ＝縄文時代中期の新山遺跡第7次発掘調査の報告書です。市役所7階市政情報コーナーで頒布（500円）しています。「東久留米市史」などの文化財関係の本も頒布していますので、ご利用ください。

◎東久留米市郷土資料室
【所在地】 滝山4ノ3ノ14 わくわく健康プラザ北棟2階
【開館時間】 月曜・十曜日の午前9時～午後4時半
【休館日】 日曜日、祝日、年末年始、資料整備のための臨時休室日
【交通】 西武バス東久留米駅西口から滝山営業所行き「団地センター」バス停下車、徒歩5分
詳しくは同室☎472・0051へ。

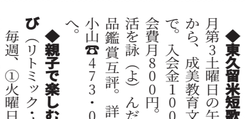
滝山団地の造成風景です

市民伝言板

会員募集

◆楊名時気功太極拳（成美会）毎週木曜日基本から。詳しくは☎472・4100へ。

◆ダンス（ダンス・スペイラル）毎週月曜日午前9時～正午、市民プラザホールで。入会金1000円、会費月2000円。楽しく踊りましょう。詳しくは今成（いまな）☎090・5343・4023へ。

◆カラオケ（ふるさと会ウイング）月4回、木曜日の午後1時～4時、中央公民館で。入会金1000円、会費月2000円。初心者歓迎。見学自由。詳しくは小鮒（こぶな）☎473・8108へ。

◆カラオケ（すみれ唄の会）月4回、水曜日の午後1時～4時、さいわい福祉センターで。入会金1000円、会費月1000円。見学自由。詳しくは渡辺☎473・3737へ。

◆詩吟（桜吟会）毎週土曜日の午後1時～5時、南町第1小学校で。入会金1000円、会費月1000円。飲まない、吸わない、かけない健康マージャンです。詳しくは今成（いまな）☎090・5343・4023へ。

◆東久留米市社交ダンス連盟　月4回、日曜日午後1時から、商工会館ほかで。会費月250円。モダン、ラテンの基本から。詳しくは東☎472・4100へ。

◆ダンス（ダンス・パイラル）毎週月曜日午前9時～正午、市民プラザホールで。入会金1000円、会費月2000円。楽しく踊りましょう。詳しくは今成（いまな）☎090・5343・4023へ。

◆カラオケ（ふるさと会ウイング）月4回、木曜日の午後1時～4時、中央公民館で。入会金1000円、会費月2000円。初心者歓迎。見学自由。詳しくは小鮒（こぶな）☎473・8108へ。

◆カラオケ（すみれ唄の会）月4回、水曜日の午後1時～4時、さいわい福祉センターで。入会金1000円、会費月2000円。楽しく踊りましょう。詳しくは今成（いまな）☎090・5343・4023へ。

◆ハイキング（東久留米市山岳連盟）例会は毎月第1水曜日。会費は時～9時、東久留米駅北口駅前公会堂（稲荷神社境内）で。会山行は毎月1回以上。入会金500円、会費半年3600円、保険代等年約5000円。詳しくは木下☎472・4917へ。

◆栄進卓球クラブ　毎月第1・第3金曜日の午後6時～8時40分、青少地9号棟横）で。入会金1000円、会費月2500円。初心者歓迎。詳しくは田端☎473・2403へ。

◆ラジオ体操・ストレッチ・中国体操（東久留米市ラジオ体操連盟）毎朝6時10分ごろから、滝山公園・市役所1階屋外ひろば・向台広場・本村小学校・小山小学校で。会費年1200円。詳しくは対馬（つしま）☎4711・5742へ。

◆ソフトボール（サンデーズ）毎週日曜日の早朝、市内グラウンドで。会費月1000円。20歳～60歳代の方。詳しくは江川☎090・1409・3083へ。

◆ひがしくるめ手打ちうどんの会　毎月1回、本部および西部地域センターで。6月は29日（日）午後1時から東部地域センターで開催。材料費800円。詳しくは江森☎473・3637へ。

◆大正琴（琴伝流　和なごみ）会　毎月第1・第3月曜・木曜日の午後1時半から、中央町地区センターほかで。会費月1000円。初心者歓迎。詳しくは安中☎472・5243へ。

◆東久留米短歌会　毎月第3土曜日の午後1時から、成美教育文化会館で。入会金1000円、会費月8000円。日常生活を詠（よ）んだ短歌作品鑑賞互評。詳しくは小山☎473・0357へ。

◆親子で楽しむ音楽遊び（リトミックくらぶ）毎週、①火曜日が成美教育文化会館②木曜日が西東京市民会館③金曜日が南部地域センター、いずれも午前10時から11時から。入会金300円、会費月3500円。施設費・保険代8500円。7カ月～未就園児。無料体験あり（要予約）。詳しくは四津谷（よつや）☎0800・6556・3478へ。

◆時吟（桜吟会）①毎月第1・第3水曜日と第2・第4金曜日が東部地域センター②毎週土曜日が中央公民館で、いずれも午後1時～4時、会費月1500円。初心者歓迎。詳しくは大井☎4559・2469へ。

◆カラオケ（富岡クラブ）毎月第2・第4水曜日の午後6時半～9時半、中央町地区センターで。入会金1000円、会費月1000円。60歳以上の初心者、見学自由。ピアノによる指導あり。詳しくは栗原☎473・1329へ。

催し

◆東久留米市芸術グループの会の展示会　6月16日（月）～20日（金）の午前10時～午後6時（16日は正午から、20日は午後3時まで）、スペース105で。入場無料。子供服、押し花、テディベア、ステンドグラスほか。詳しくは宮本☎473・3684へ。

◆笑う顔には福来た る！～落語と曲芸の集い～（NPO法人くらし支援センターくんぐん）6月22日（日）午後2時～3時半、市民プラザホールで。要整理券。設立10周年記念として開催。出演は桂伸乃介氏ほか。詳しくはてんぐん虫☎473・1109（平日午前9時～午後5時）へ。

◆リサイクル・フリーマーケット（市民あおぞら市の会）6月22日（日）午前10時～午後2時、市役所1階屋外ひろば。雨天中止。出店はすべて事前予約制。当日出店は不可。詳しくは白石☎474・9520へ。

◆第31回住宅デー（東京土建清瀬・留米支部）①6月15日（日）が市民プラザ②6月22日（日）が滝山団地センター前広場ほかで。入場無料。緑のカーテンでCO2削減、廃天ぷら油の回収実験、耐震講座（15日午後1時半から）ほか。詳しくは鈴木☎473・8751へ。

◆連続学習会「産廃問題の基礎知識」（私たちの安心と健康を守る会）6月28日（土）午後7時～9時、南町地区センター2階集会室で。入場無料。産廃の中間処理場の問題点・環境や人体への影響について学びます。詳しくは山岸☎471・5379へ。

◆「夏きっちん展」クラフトマーケット（クリスマスマーケットの会）6月28日（土）～30日（月）午前10時～午後4時半、ミニギャラリー「ハートクローゼット」（東本町15番）で。入場無料。詳しくは本多☎473・3648へ。